

## 第6回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：平成29年6月28日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市庁舎 2階 201会議室

3 審議等

	頁
議案第13号 金沢市学校運営協議会規則の一部改正について (学校職員課)・・・	1
議案第14号 平成30年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」)採択方針について (学校指導課)・・・	10
議案第15号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会への諮問について (学校指導課)・・・	12
議案第16号 金沢市小中一貫英語教育検討委員会への諮問について (学校指導課)・・・	17
議案第17号 金沢市図書館の開館時間の変更について (図書館総務課)・・・	22
議案第18号 金沢市指定文化財の指定について (文化財保護課)・・・	24
議案第19号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員の委嘱及び任命について 【非公開案件】(学校指導課)・・・	26
議案第20号 金沢市小中一貫英語教育検討委員会委員の委嘱及び任命について 【非公開案件】(学校指導課)・・・	28
議案第21号 金沢市文化財保護審議会への諮問について 【非公開案件】(文化財保護課)・・・	30
報告第15号 森山町小学校校舎改築事業の概要について (教育総務課)・・・	31
報告第16号 平成29年度金沢市教員採用候補者選考試験の申込状況について (学校職員課)・・・	33
報告第17号 地域学校協働活動事業について (生涯学習課)・・・	35
報告第18号 家庭教育推進フォーラムの開催について (生涯学習課)・・・	37
報告第19号 金沢市長土堀青少年交流センター(仮称)の整備について (生涯学習課)・・・	39

その他

- (1) 浅野川中学校における部活動中の事故について【口頭報告】
- (2) 次回の定例会議の日程について

金沢市学校運営協議会規則の一部改正について

平成29年6月28日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

## 金沢市学校運営協議会規則の一部改正について

### 第8類第2章

#### 改正理由

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の制定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成29年3月31日公布、同年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行う。

#### 改正内容

- 1 学校運営協議会設置の努力義務化に伴う規定の整備
- 2 学校運営への必要な支援に関する協議の役割の追加
- 3 複数校で一つの協議会を設置することが可能とされたことに伴う規定の追加

## 金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

金沢市学校運営協議会規則（平成28年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

第2条中「に関して」を「及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、」に、「の促進及び連携の強化を進める」を「並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進する」に改め、「との」の次に「間の」を加え、「一体となって」を削る。

第3条を次のように改める。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者の意見を聴くものとする。

第4条第1項中「指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に改め、同項第3号中「その他」の次に「対象学校の」を加え、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第5条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項中「あらかじめ」の次に「対象学校の」を加える。

第6条の見出し中「及び情報提供」を削り、同条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を削る。

第7条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者その他の関係者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に定める者との連携及び協力の推進に資すること。

第8条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者

第8条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

第8条第4項を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

第9条第2項第3号中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第10条第2項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改め、同条第3項を削る。

第15条の見出しを「（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）」に改め、同条第1項中「行う」の次に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じる」を加え、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第16条を削る。

第17条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定により指定を受けている学校は、改正後の第3条第1項本文の規定により学校運営協議会を設置された学校とみなす。

金沢市学校運営協議会規則（平成28年教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第47条の6</b>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議会の目的)</p> <p>第2条 協議会は、学校運営<b>及び当該運営への必要な支援</b>に関して<b>協議する機関として</b>、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画<b>並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進する</b>ことにより、学校と地域住民等との<b>間の</b>信頼関係を深め、_____学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</p> <p><b>(設置)</b></p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成する<b>ため、学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</b></p> <p><b>2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</b></p> <p><b>3 教育委員会は、協議会を置こうとする_____ときは、_____対象学校の校長、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者 の意見を聴く_____ものとする。</b></p> <p><b>(削る。)</b></p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認等)</p> <p>第4条 <b>対象学校</b>_____の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(2) 学校経営計画に関すること。</p> <p>(3) その他<b>対象学校</b>の校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項に関する</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<b>第47条の5</b>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議会の目的)</p> <p>第2条 協議会は、学校運営_____に関して_____金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画<b>の促進及び連携の強化を進める</b>_____ことにより、学校と地域住民等との____信頼関係を深め、<b>一体となって</b>学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。</p> <p><b>(指定)</b></p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成する<b>ことができると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。</b></p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>2 教育委員会は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）を行おうとするときは、指定をしようとする学校の校長及び_____地域 住民等の意向を踏まえ、指定を行うものとする。</b></p> <p><b>3 指定の期間は2年とし、再指定をすることができる。ただし、最初の指定の期間は、指定をされた日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。</b></p> <p>(学校運営に関する基本的な方針の承認等)</p> <p>第4条 <b>指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）</b>の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(2) 学校経営計画に関すること。</p> <p>(3) その他_____校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項に関する</p>

こと。

2 **対象学校**の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ**対象学校**の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価\_\_\_\_\_)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(削る。)

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者その他の関係者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に定める者との連携及び協力の推進に資すること。

(組織等)

第8条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) \_\_\_\_\_対象学校の校長

(5) \_\_\_\_\_対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他教育委員会が適当であると認める者

こと。

2 **指定学校**の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ\_\_\_\_\_校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めなければならない。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、当該指定学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(組織等)

第8条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) \_\_\_\_\_地域の住民

(2) \_\_\_\_\_保護者

(3) 当該指定学校の校長

(4) 当該指定学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が適当であると認める者



**3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴くものとする。**

**4** 委員に欠員を生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

**(削る。)**

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるに適しない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び**対象学校**の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、委嘱され、又は任命された日の属する年度の3月31日までとする。

2 **第8条第4項**の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(削る。)**

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

**(新設)**

**3** 委員に欠員を生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

**4 指定学校**の校長は、**第2項第3号**の委員以外の委員を推薦することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるに適しない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び**指定学校**の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、委嘱され、又は任命された日の属する年度の3月31日までとする。

2 **第8条第3項**の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**3 前2項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき、又はその指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。**

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- (研修等)

第14条 教育委員会は、必要に応じて委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るための研修等を行うものとする。

**(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)**

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行う **とともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じる**ものとする。

- 2 教育委員会及び**対象学校**の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

**(削る。)**

**(削る。)**

**(削る。)**

(委員の解嘱等)

**第16条** 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (2) 第9条に規定する義務に反したとき。
- (3) その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

2 **対象学校**の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- (研修等)

第14条 教育委員会は、必要に応じて委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るための研修等を行うものとする。

**(指導、助言等)**

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行う \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ものとする。

- 2 教育委員会及び**指定学校**の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

**(指定の取消し)**

**第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消さなければならない。**

**(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合**

**(2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合**

**(3) その他指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合**

**2 教育委員会は、指定学校の指定の取消しに当たっては、事前に当該指定学校の校長と連携して協議会に対し必要な指導及び助言を行い、協議会の運営の改善に努めなければならない。**

**3 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。**

(委員の解嘱等)

**第17条** 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (2) 第9条に規定する義務に反したとき。
- (3) その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

2 **指定学校**の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(雑則)

**第17条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改める。

[次のよう略]

- 3 金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改める。

[次のよう略]

(雑則)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改める。

[次のよう略]

- 3 金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改める。

[次のよう略]



平成30年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針について

平成29年6月28日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 平成30年度使用教科書（小学校用教科書「特別の教科 道徳」）採択方針

平成30年度使用教科書(小学校用教科書「特別の教科 道徳」)の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市の児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達段階に適応していること。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会への諮問について

平成29年6月28日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

## 諮 問 ( 案 )

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会に諮問します。

平成30年度使用教科書(小学校用教科書「特別の教科 道徳」)の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

平成29年 月 日

金沢市教育委員会

### 記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書（「特別の教科 道徳」）は、「小学校用教科書目録」（平成30年度使用）に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、採択に係る意見を答申すること。



# 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項（同法49条及び第62条において準用する場合を含む。）及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会（以下「採択委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、採択委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の採択委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 採択委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(採択委員会の役割及び構成)

第6条 採択委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

2 採択委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 金沢市PTA協議会役員

(3) 学校関係者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、採択委員となることができない。

4 採択委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。
- 6 委員長は、会務を統括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(採択委員会の会議の招集)

第7条 採択委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)

第8条 調査委員会の委員は、採択委員会が委嘱する。

(採択委員及び調査委員の任期)

第9条 採択委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)

第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 当該教科用図書の種類
- (2) 当該教科用図書を採択した理由
- (3) 教科用図書の研究のために作成した資料
- (4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録
- (5) その他教育委員会が適当と認める事項

2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

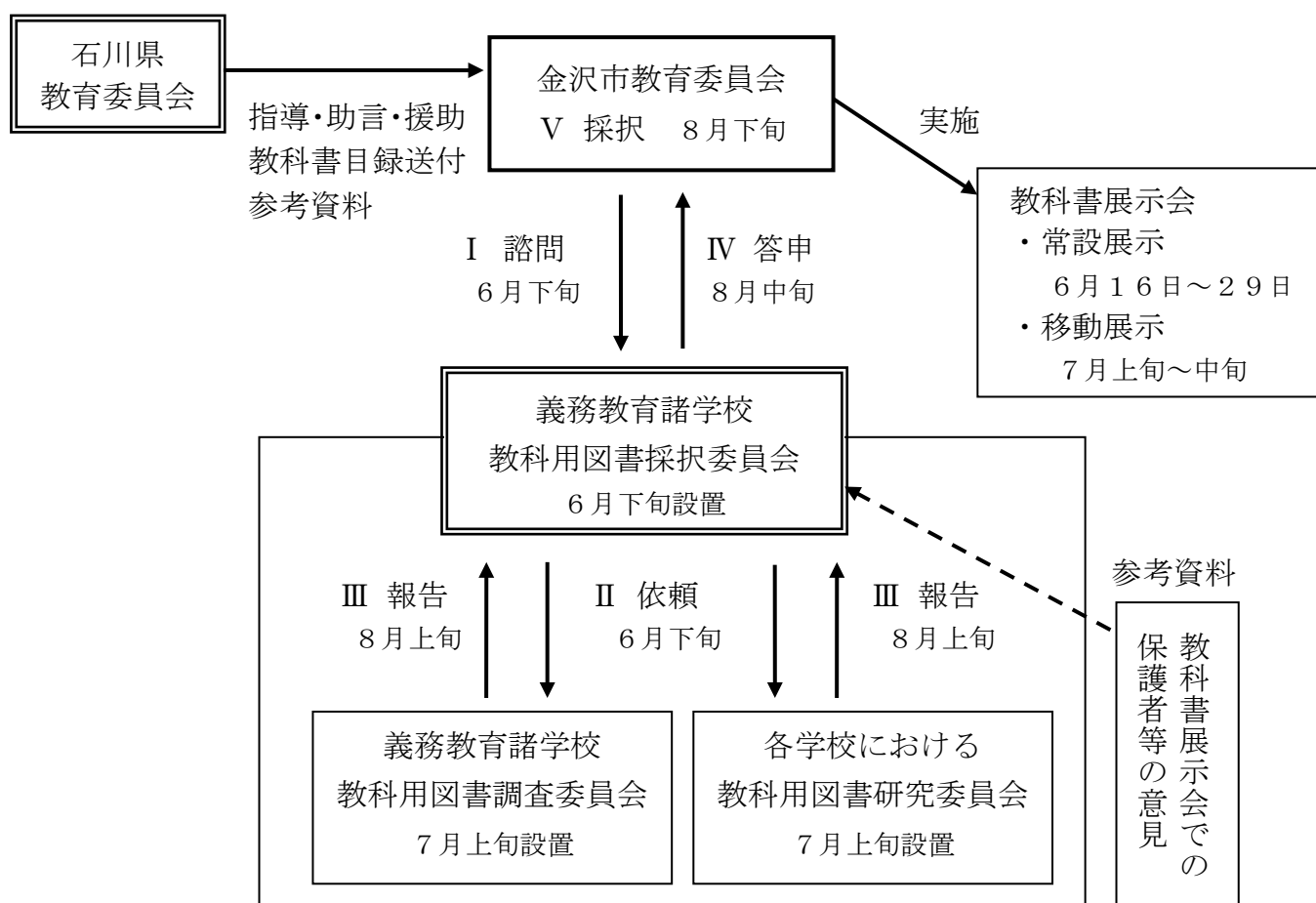
## 平成30年度使用教科用図書(小学校「特別の教科 道徳」)の採択について

平成30年度から使用する小学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択にあたり、本市においては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の関係法令及び「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」に基づき、採択事務を進める。

### 採択の手順

- I 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」）は、義務教育諸学校教科用図書採択委員会（以下「採択委員会」）を6月下旬に設置し、教科書採択に係る意見の答申を諮問
- II 採択委員会は義務教育諸学校教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」）及び各学校の教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」）を7月上旬に設置し、専門的事項の調査研究を依頼
- III 調査委員会及び研究委員会は、採択委員会に対し研究結果等を8月上旬に報告
- IV 採択委員会は、教科書展示会における保護者や市民等の意見も参考としながら、採択すべき小学校用教科用図書の優れている点についてまとめ、8月中旬に教育委員会に答申
- V 教育委員会は、この答申を踏まえ、採択すべき教科書を8月下旬に決定

※ 採択結果は、石川県教育委員会が県内採択地区分を取りまとめ、9月上旬に公表予定





金沢市小中一貫英語教育検討委員会への諮問について

平成29年6月28日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

## 諮 問（案）

金沢市小中一貫英語教育検討委員会に、次の事項について、諮問します。

### 本市における小中一貫英語教育の方針について

金沢市小中一貫英語教育検討委員会は、次期学習指導要領の全面実施を踏まえ、本市における小中一貫英語教育の方針を検討し、金沢市小中一貫英語教育検討委員会設置要綱第2条の規定により、金沢市教育委員会に意見を答申願います。

平成29年 月 日

金沢市教育委員会

## 本市における小中一貫英語教育の方針について

### 1 検討の趣旨

- 平成8年度より、「世界都市金沢構想」を背景に小学校英語活動を導入し、平成14年度からは、市立全小学校の3年生以上で英語活動を実施した。
- 平成16年度からは、「世界都市金沢小中一貫英語教育特区」として、小学校3年生以上に英語科を新設した。
- 現在、小中一貫英語教育カリキュラムに基づき、小学校では、独自の副読本を教材とし、小学校3年生以上において、年間35時間を学級担任と英語インストラクターによるTT指導と、週1回15分の学級担任によるショートタイムの指導を行っている。
- 平成32年度から全面実施となる次期学習指導要領では、小学校3・4年生において年間35時間の外国語活動、5・6年生において年間70時間の外国語科の実施が予定されており、現行の優位性の担保が難しくなることが予想されることから、これまでの成果と課題の検証を行い、今後の小中一貫英語教育の方針を示すとともに、その実践に必要な時間割編成、教材、指導体制等を確立する。

### 2 金沢市小中一貫英語教育検討委員会

- ・設置根拠 金沢市小中一貫英語教育検討委員会設置要綱
- ・内 容 本市における小中一貫英語教育の方針についての審議、検討
- ・委員構成 学識経験者、学校関係者

### 3 今後の予定

- ・教育委員会から金沢市小中一貫英語教育検討委員会に諮問
- ・2年間で6回程度検討委員会を開催予定（今年度は7月、10月、1月の3回予定）
- ・金沢市小中一貫英語教育検討委員会から教育委員会に答申
- ・教育委員会議で決定

金沢市小中一貫英語教育検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成29年6月28日

金沢市教育委員会

## 金沢市小中一貫英語教育検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次期学習指導要領の全面実施を踏まえ、本市における小中一貫英語教育の方針を検討することを目的として、金沢市小中一貫英語教育検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に答申する。

- (1) 小中一貫英語教育の成果と課題に関する事項
- (2) 本市にふさわしい小中一貫英語教育の方針に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者及び学校関係者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成31年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。



3 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育部学校指導課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。



金沢市図書館の開館時間の変更について

平成 29 年 6 月 28 日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

## 金沢市図書館の開館時間の変更について

金沢市図書館規則第4条の規定により、金沢市図書館の開館時間を下記のとおり変更します。

### 記

#### 1 目的

夏休み期間中、児童生徒の図書館の利用を促進し、子ども読書の推進を図ることを目的とする。

#### 2 変更内容

午前10時の開館時間を30分繰り上げ、午前9時30分とする。

#### 3 実施期間

平成29年7月21日（金）から8月31日（木）まで（42日間）

#### 4 実施図書館

(1) 玉川図書館（近世史料館を含む）

(2) 泉野図書館（平和町児童図書館を含む）

(3) 玉川こども図書館

(4) 金沢海みらい図書館

※玉川図書館城北分館については、通年で午前9時30分開館となっている。

金沢市指定文化財の指定について

平成29年6月28日提出

金沢市文化スポーツ局

局長 嶋浦 雄峰

## 答 申 書

平成29年4月19日の教育委員会で金沢市指定文化財に指定の諮問があった下記の文化財について、金沢市指定文化財としてふさわしいものとして答申します。

### 記

- 1 有形文化財 絵画 「絹本著色釈迦三尊十六善神図」
- 2 有形文化財 歴史資料 「加賀藩校扁額」
- 3 記念物 史跡 「金沢城惣構跡」

平成29年5月23日

金沢市文化財保護審議会  
会 長 東四柳 史明



金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員の委嘱及び任命について  
【非公開案件】

平成29年6月28日 提出

金沢市教育委員会  
教育長 野口 弘

金沢市小中一貫英語教育検討委員会委員の委嘱及び任命について

【非公開案件】

平成29年6月28日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘



金沢市文化財保護審議会への諮問について

【非公開案件】

平成 2 9 年 6 月 2 8 日 提出

金沢市文化スポーツ局

局長 嶋浦 雄峰

森山町小学校校舎改築事業の概要について

平成29年6月28日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

## 森山町小学校校舎改築事業の概要について

建築から50年以上が経過し、老朽化が進む森山町小学校の校舎改築に向け、今後、仮設校舎を設置し、完成後、現校舎の解体工事を行う。新しい校舎については、実施設計を終えたところであり、現校舎解体後、平成30年度以降、現校舎解体後の場所で建設する予定である。

### 1. 仮設校舎の建設

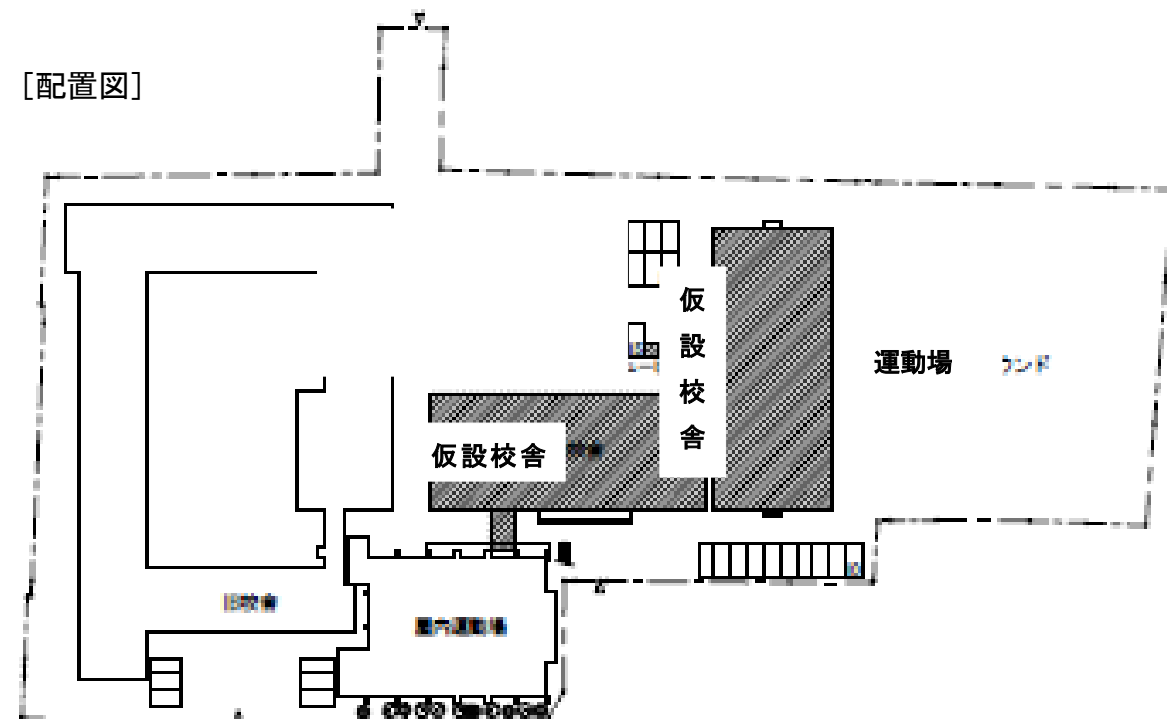
設置場所：森山町小学校の運動場に設置（下記配置図参照）

構造：軽量鉄骨造 2階建

延床面積：約2,900㎡

工期：平成29年6月～平成29年9月中旬

使用期間：平成29年9月中旬～平成32年3月末（予定）



### 2. 現校舎の解体

現校舎：鉄筋コンクリート造 4階建 延床面積 6,215㎡

工期：平成29年10月～平成30年3月末（予定）

※体育館は現在の施設を使用

### 3. 新校舎の概要

設置場所：金沢市森山2丁目地内（現校舎敷地）

構造：鉄筋コンクリート造 3階建

延床面積：約5,900㎡

施設配置：1階 職員室、図書館、家庭室、図工室、備蓄倉庫

2階 普通教室、特別支援教室、理科室、多目的室

3階 普通教室、音楽室、美術室（25m×5コース）

現校舎 平成30年度～平成31年度を予定

体育館

#### 新校舎の特徴

##### (1) 金沢の街並みに調和した外観と周辺環境への配慮

周辺の街並みとの調和に配慮した彩色にするとともに、敷地周辺より後退させて建物を配置し、圧迫感の軽減を図る。

##### (2) 自然換気や自然光を取り入れた快適な環境

校舎屋上に高窓を設け、校舎中央部に吹き抜けの階段を配置することで採光や風通しを確保し、快適な学校環境の創出を図る。

##### (3) 安全な校内環境と地域の交流の創出

来校者を確認できるよう正面玄関を見渡せる位置に職員室を配置するとともに、正面玄関前には広場を設け、地域との交流の創出を図る。

#### [校舎完成イメージ]



平成29年度金沢市教員採用候補者選考試験の申込状況について

平成29年6月28日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

平成29年度 金沢市教員採用候補者選考試験  
 (金沢市立工業高等学校教員) の申込状況について

1 申込状況

試験区分	採用予定数	申込者数
国語	若干名	3名
家庭		9名
工業(機械)	若干名	5名
工業(電子情報)		3名
工業(土木)		2名
計		22名

2 第1次試験 実施内容

- ① 試験日 平成29年7月2日(日)
- ② 試験会場 金沢市立工業高等学校(畝田東1-1-1)
- ③ 試験科目 教養試験、専門試験、適性検査、集団面接、教科実技
- ④ 1次合否通知 8月上旬に受験者全員に郵送で通知  
市ホームページでも合格者受験番号を掲載

(参考) 平成28年度の金沢市教員採用候補者選考試験申込状況

試験区分	採用予定数	申込者数
国語	若干名	4名
数学		9名
保健体育		19名
工業(機械)	若干名	3名
工業(電子情報)		1名
工業(土木)		5名
計		41名

地域学校協働活動事業について

平成29年6月28日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

## 地域学校協働活動事業について

地域全体で子供たちの成長を支援するとともに、地域の活性化を図るため、地域と学校が連携・協働しながら、地域と学校をつなぐ役割を担う「地域コーディネーター」を中心として幅広く住民が参画し、地域行事、郷土学習への参加、学習活動、職場体験など地域の特性を生かした子供を育む活動を推進する。

### 1. 今年度実施校区 19校区

中村町小、森山町小、三馬小、犀川小、田上小、三和小、泉小、粟崎小、大徳小、押野小、米丸小、花園小、南小立野小、安原小、城南中、紫錦台中、西南部中、北鳴中、金石中

### 2. 今年度スケジュール

5月まで	事業実施校区の訪問及び事業及び事務説明
6月以降	各校区において事業実施 地域コーディネーター連絡会（随時・年数回程度）
10～11月頃	地域コーディネーター研修会
2月	事業報告会

家庭教育推進フォーラムの開催について

平成29年6月28日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘



## 家庭教育推進フォーラムの開催について

平成29年2月に家庭教育に関する指針として策定した「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」の周知啓発を図るとともに、家庭教育の大切さを改めて認識してもらう契機とするため、家庭教育推進フォーラムを開催する。

### 1. 開催日時・場所

(1) 日 時 平成29年7月22日(土) 午前10時～正午

(2) 場 所 金沢歌劇座 大集会室

### 2. 対象者

市民、市内小中学校育友会・PTA会員、公民館、婦人会関係者等  
(約200人)

### 3. 内 容

#### (1) 事業概要説明

家庭教育に関する指針「家庭で子どもを育むための8つのすすめ」  
及び家庭教育推進プログラムについて

#### (2) 事例発表

- ・ 中村町小 地域学校協働本部
- ・ 西南部中 地域学校協働本部

#### (3) 講演会

「親と子が幸せになるXとYの法則」

東京成徳大学大学院教授 田村 節子 氏

金沢市長土堀青少年交流センター（仮称）の整備について

平成29年6月28日提出

金沢市教育委員会

教育長 野口 弘

## 金沢市長土堀青少年交流センター(仮称)の整備について

各種青少年団体や青少年の学習活動の推進と相互交流を促進するため、気軽に集い、交流し、学習できる交流活動拠点を新たに整備する。併せて、長土堀地区のコミュニティの拠点である地区公民館を設置するとともに、市民のニーズに適応した学習活動の場となる複合施設として整備する。

### 1. 施設の概要

場 所 : 金沢市長町3丁目地内(現長土堀交流館及び広場)  
 構 造 : 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建  
 延床面積 : 約3,550㎡

### 2. 施設の機能及び配置

- ① 青少年団体や青少年の交流活動の場を提供
- ② 科学への好奇心を育む場の創出として、金沢子ども科学財団を移転し、実験室を整備
- ③ 市民の自発的な学習活動の場を充実
- ④ 地域コミュニティの拠点である、長土堀公民館を併設

主な内容 : 1階 長土堀公民館、交流活動室  
 2階 金沢市子ども会連合会事務局、プレイルーム、調理実習室、和室  
 3階 金沢子ども科学財団事務局、実験室、学習室、情報提供コーナー  
 4階 大集会室、ギャラリー

### 3. 事業費

約12億2千万円(債務負担行為含む) … 予算額

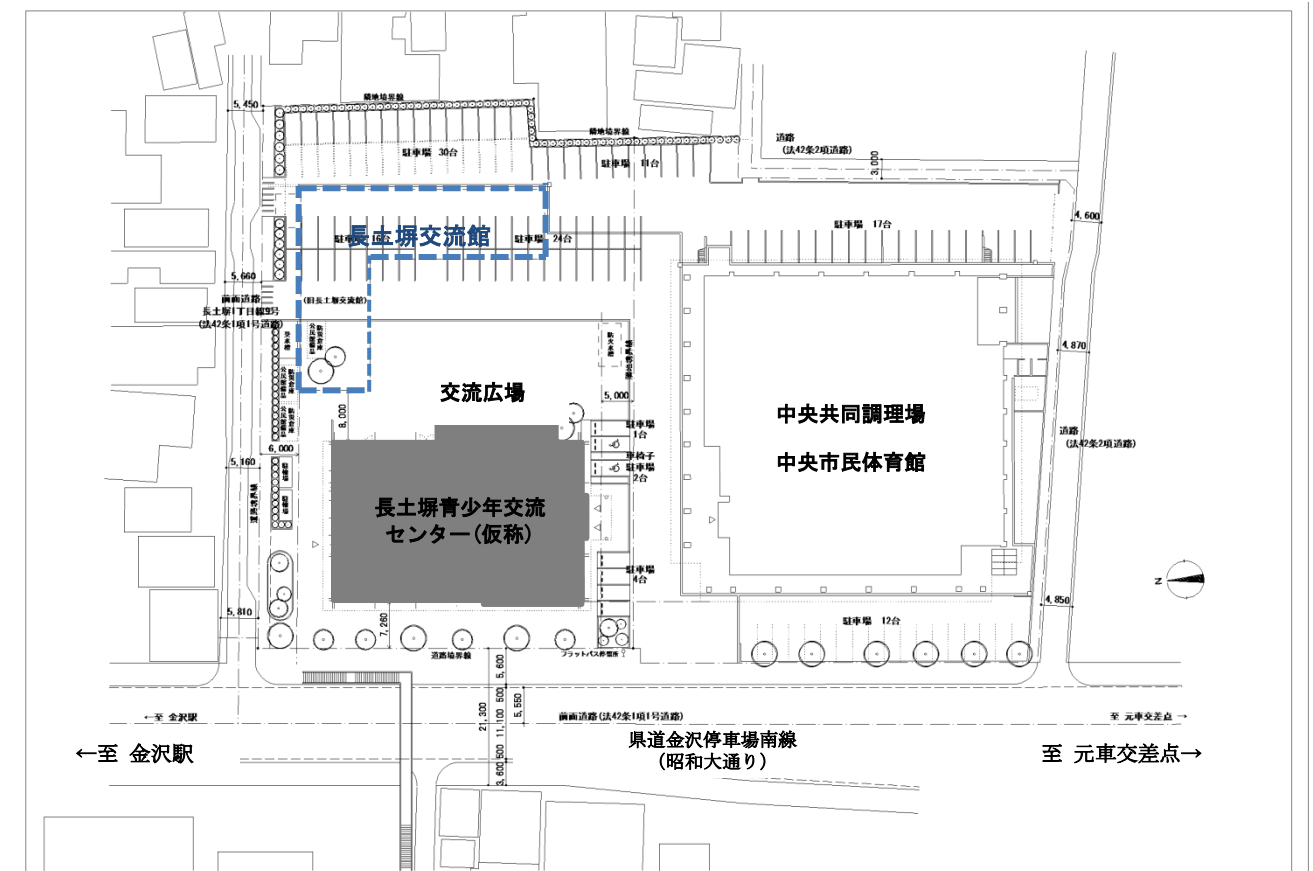
### 4. 工 期

平成29年10月～平成31年3月(予定)  
 長土堀公民館供用開始(平成30年10月)  
 交流センター全面供用開始(平成31年4月)

### 5. 関連整備

現長土堀交流館解体工事及び交流センター外構工事(平成30年度予定)

## 6. 配置図



## 7. 完成イメージ



## 金沢市指定文化財の指定について

1. 有形文化財 絵画 「絹本著色釈迦三尊十六善神図」
2. 有形文化財 歴史資料 「加賀藩校扁額」
3. 記念物 史跡 「金沢城惣構跡」

# 絹本著色釈迦三尊十六善神図

- 1 種 別 有形文化財 美術工芸品 絵画
- 2 名 称 絹本著色釈迦三尊十六善神図
- 3 員 数 1幅
- 4 所 在 地 金沢市東山1丁目38番1号
- 5 所 有 者 宗教法人 醫王院いおういん（観音院）
- 6 法 量 本紙 縦85.6cm×横50.9cm
- 7 制作年代 室町時代（15世紀後半）
- 8 指定理由

観音院は歴代藩主の祈祷所であった真言宗寺院で、慶長6年（1601）に二代藩主前田利長（1562～1614）が小立野にあった愛宕明王院あたごみょうおういんを卯辰山の一角に移転させた時に、本地仏観世音ほんちぶつかんぜおんの安置所として明王院の隣地に建てられた一字いちじうを發祥とする。慶長18年（1613）、三代藩主前田利常（1594～1658）の娘亀鶴の宮参りの際、境内が狭小であったため、元和2年（1616）利常夫人によって新たに堂宇が整備され、翌年利常も山王社・本尊くうでんの宮殿・庫裏くらりを寄進した。これが長谷山観音院の草創であり、院主は明王院二代祐慶ゆうけいである。山内に愛染院あいぜんいん・醫王院の2つの子院を有した。明治初年（1868）の神仏混淆こんこう廃止に伴い、同2年（1869）に本尊をはじめとする仏像や仏器等を坂下の醫王院へ移し、寺号を廃したが、現在も観音院の呼称で市民に親しまれている。

釈迦三尊十六善神図は、『大般若波羅密多經』（大般若經）にゆかりある仏菩薩ぶつぼさつや護法善神を描く仏教絵画で、宗派を問わず多くの寺院で営まれる「大般若会」（大般若經轉読法要）において、本尊として懸用されることが知られる。釈迦三尊を主尊とし、周囲に十六の護法善神を配するもので、鎌倉時代後期以降、玄奘三蔵げんじょうさんぞうと深沙大將じんじゃだいしょうを加えた構図が定形化する。

本図は絹本著色の掛軸装で、本紙部分の法量は現状で縦85.6cm、横50.9cmを測る。平成2年（1990）に修復がなされている。それ以前に生じた折れ等による彩色の剥落で図様が不明確な箇所が点在するが、遺存状態は全体的に良好といえる。

図像の概要は、画面のほぼ中央に中尊として正面向きの釈迦如来坐像を大きく描き、向かって右側に脇侍<sup>わきじ</sup>\*<sup>1</sup>の文殊菩薩、左側に普賢菩薩を、これら三尊を圍繞するように十六の護法善神を配する。画面下方右には玄奘三蔵を、その対面には深沙大将を描く。十六善神図に定型的に見られる中尊上方の天蓋は現状では存在しない。

中尊である釈迦如来は、<sup>くん</sup>\*<sup>2</sup> 及び<sup>へんさん</sup>\*<sup>3</sup> を着した上に赤色の<sup>のうえ</sup> 衲衣をつけ、頭光と身光を背にして、右手は胸前で五指を伸ばした<sup>せむいん</sup> 施無畏印、左手は腹前で<sup>よがんいん</sup> 与願印とし、<sup>しきなす</sup> 敷茄子<sup>しきなす</sup>\*<sup>4</sup> に獅子をあしらう蓮華座上に<sup>けっかふざ</sup> 結跏趺坐する。円光は<sup>きりかね</sup> 截金を思わせる金色の細線で緻密にあらわし、着衣は金泥により細やかな装飾が施され、荘厳に仕上げられている。大ぶりの<sup>らほつ</sup> 螺髪<sup>らほつ</sup>\*<sup>5</sup> と肉<sup>けいしゅ</sup> 髻珠<sup>けいしゅ</sup>\*<sup>6</sup> に平低な肉髻部をもち、正中位の髪際線がやや下がる、目尻の切れ上がった理知的でやや面長な顔貌である。

脇侍は折れ等の損傷が激しいが、中尊の向かって右方に配される文殊菩薩は<sup>まげ</sup> 髻を結び、左方を向いた立像として描かれ、左右の手で蓮肉部に<sup>れんにくぶ</sup> 経箱を配した蓮華を執り、装飾品は宝冠と腕釧<sup>わんせん</sup>\*<sup>7</sup> が確認できる。向かって左方に配される普賢菩薩も同じく立像として描かれており、右を向き、左右の手で蓮肉部に<sup>りけん</sup> 利剣<sup>りけん</sup>\*<sup>8</sup> をあらわした蓮華を執る。装飾品として宝冠と腕釧、瓔珞の付いた胸飾が確認できる。足下に描かれている蓮華座は後補であろう。

大般若経を守護する十六の護法神は、主尊の左右にそれぞれ八神ずつ配されている。十六善神の図像は<sup>こんごうち</sup> 金剛智識『般若守護十六善神王形體』<sup>ぎょうたい</sup> (注1)、<sup>きのひでのぶ</sup> 紀秀信画『<sup>ずい</sup> 仏像図彙』<sup>ずい</sup> (注2)などに説かれているが、本図はそれらの説明とは合致しない。脇侍の下方に四天王と覚しき武将神像が左右に各二体ずつ描かれており、うち左方上段の像に<sup>じもつ</sup> 持物としての筆が確認できることから広目天と考えられ、四天王の守護する方位及び尊像配置からこれらの同定は可能であるが、その他の善神像についてはその尊名を確定させることは困難である。

天竺から大般若経を<sup>しょうらい</sup> 請来した僧形の玄奘は画面右下に配される。白衣の上に薄い褐色の<sup>ほうえ</sup> 法衣を身に<sup>ほうえ</sup> 着け、笠の付いた<sup>おい</sup> 笈<sup>おい</sup>\*<sup>9</sup> を背負い、髑髏の首飾を着け、左手に<sup>ほっす</sup> 経卷、右手に<sup>ほっす</sup> 扠子<sup>ほっす</sup>\*<sup>10</sup> を執る壮年期の行脚像として表されている。

画面左下の深沙大將は、天竺へと求法の旅を重ねる玄奘の前に河神である蛇が姿を転じて現れたものといわれ、玄奘の過去生において六度これを害したのでその髑髏を首に付けた姿であらわされる。像容は<sup>けんぱつ</sup>巻髪、赤色半裸で左手に蛇を握り、<sup>てんね</sup>天衣、<sup>こしぬの</sup>腰布、髑髏の首飾、腕釧を着け、腹部には童子の顔をのぞかせる。顔貌は三眼の鬼神形で、希少な作例といえる。

材質は1 cm あたり縦糸 19～21 本のやや緻密な絵絹で、横糸は縦糸より細く、1 cm あたり 45～50 本と緻密である。現状では左右の図柄が途中で切れていることから、法量が多少縮められた時期があると考えられる。画面右下隅に「詫磨<sup>(カ)</sup>」<sup>(注3)</sup>の落款が確認でき、印影の一部が残存する。

本図に描かれる各尊は、それぞれに着衣、頭髪、持物や姿態など、個性豊かな群像としてまとめられており、全体的に丸みを帯びて穏やかな印象である。特に細線を用いた髭や毛髪の表現は精緻で、各色の載せ方とあわせて細やかな配慮がなされており、制作者の技量がうかがえる。諸尊各々の表情や<sup>のぼりぼた</sup>翻る幟旗、動きにより変化する衣類や甲類、姿態に応じた筋肉などを肥瘦する墨線を駆使して生き生きと描き出しており、特に円光内部や各尊の着衣、表情等に用いられる<sup>ぼかし</sup>暈の技法は秀逸で、画像全体に写実の趣向とともに立体感と柔らかさを与えている。

全体的に褐色を帯びた本図の色調は、法要において幾度となく使用されたことを示しており、絹目の様態と併せて考慮すれば、本図には 15 世紀後半代の年代観が与えられよう。古色調を呈するがゆえに、赤色の衲衣を纏った中尊と、白色の肌で表現される脇侍の存在感が一層際立っている。伝存する十六善神図の多くは三尊を<sup>かいこんじき</sup>皆金色であらわすもので、本図のように中尊が赤い法衣を身に纏うものは、宋元や高麗など請来仏画の描法を継承した作風のものとして貴重である。緻密な描法による優れた仏画であり、伝来等は不明ながら、貴重な作例として取り上げられ、金沢市指定文化財として十分な価値を有するものである。

## ■注記

(注1) 十六善神の尊名及び持物、像容などの特徴とともに配置が記されている。

(注2) 江戸時代に描かれた仏画集。全5巻。如来、菩薩から鬼神、曆神、習合神に至るまで、諸仏の図像を載録し、さらに仏具祭器を描いて、画師の参考書としたもの。寛政4年(1792)には増補改訂され「増補諸宗 仏像図彙」として再版された。

(注3) 詫(宅)磨派とは、平安時代後期から南北朝時代まで続いた絵師・絵仏師の流派。絵仏師としては鎌倉時代初期の宅間勝賀が平安仏画様式から肥瘦抑揚線を特色とする宋画風の仏画を確立して宅磨栄賀まで続いた。また、勝賀の弟詫摩為久が鎌倉で作画し、後の澤間長祐を中心とした関東詫磨派もある。宅間、詫磨、詫摩、詫麻、琢摩、琢磨、澤間、多俱摩とも記す。藤原氏。

## ■用語の説明

- ※1 脇侍(わきじ・きょうじ) : 仏教彫刻(仏像)や仏教絵画において、中尊の左右に控える菩薩や明王、天部などをいう。脇士・夾侍、脇立。
- ※2 裙(くん) : 僧衣の一。黒色でひだの多い下半身用の衣服。內衣。
- ※3 褌衫(へんさん) : 僧衣の一。垂領たりくびで背が割れた、上半身をおおう法衣。
- ※4 敷茄子(しきなす) : 蓮華座の部分名称。蓮華部、受花、反花などの間に配される、球形を押しつぶしたような部分。
- ※5 螺髪(らほつ) : 仏像のうち如来像の頭髪の呼び名。巻き貝のような粒で表され、螺旋状の筋がつく。この形の髪を螺髪といい、青色を表現するために群青で彩色するのが普通。
- ※6 肉髻珠(につけいしゅ) : 肉髻部分と頭部の境にある珠。智慧が体から発する光として表現されたもの。
- ※7 腕釧(わんせん) : 装身具の一。上腕部あるいは手首につける飾り具。
- ※8 利剣(りけん) : 鋭利なつるぎ。よく切れる刀剣。仏語としては煩惱や邪悪なものを打ち破る仏法や知恵のこと。
- ※9 笈(おい) : 行脚僧や修験者などが仏像、仏具、経巻、衣類などを入れて背負う道具。箱笈と板笈の2種がある。箱笈は内部が上下2段に仕切られ、上段に五仏を安置し、下段に念珠、香合、法具を納めている。
- ※10 払子(ほっす) : 仏教の法要の際に僧が威儀を示すために用いる法具。獣毛や麻などの繊維を束ねて柄をつけたもので、本来はインドで蚊や蠅など虫を追いかくために使われた道具であった。

※用語は主に『例文 仏教語大辞典』(石田瑞麿著 1997年 小学館)を参考とした。





图1 絹本著色釈迦三尊十六善神图（全图）



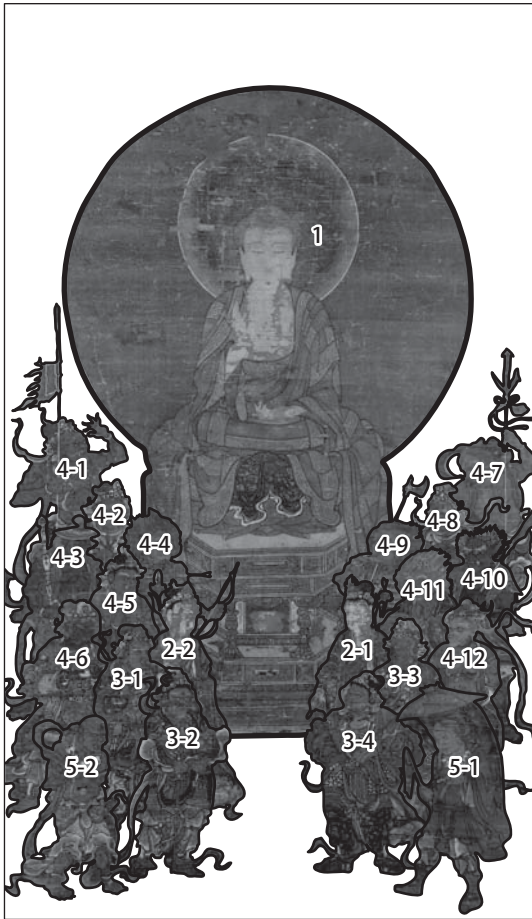


図2 全図描きおこし図

- 1: 釈迦如来 2-1: 文殊菩薩 2-2: 普賢菩薩  
 3-1: 広目天 3-2: 増長天 3-3: 多聞天 3-4: 持国天  
 4-1 ~ 4-12: 善神  
 5-1: 玄奘三蔵 5-2: 深沙大将



図3 画面右下隅の落款・印章（詫磨力）

尊名	般若守護十六善神形體	仏像図彙(大般若守護十六善神)	仏像図彙(薬師十二神将)	本図
しゃかによらい 釈迦如来	—	—	—	1
もんじゅぼさつ 文殊菩薩	—	—	—	2-1
ふげんぼさつ 普賢菩薩	—	—	—	2-2
ひるぼくしゃげんしん 毘盧博叉善神	肉色 微笑の形なり(右)	着甲・宝冠 筆を持つ 広目天	—	3-1
ひろろくしゃげんしん 毘盧勒叉善神	赤紫色 忿怒の相を現じ唇を閉じた形(左)	着甲して戟を持つ 増長天	—	3-2
きゅうごいっさいげんしん 救護一切善神	青白色 相貌は毘沙門天の如し(右)	— (多聞: 着甲・宝冠 宝塔を持つ)	—	3-3
とうすらたげんしん 提頭頼吒善神	緑青色 口を開き忿怒の相貌を現す(左)	着甲して鏑矢を持つ 持国天	—	3-4
のうにんげんしん 能忍善神	空色(左)	着甲して幟幡を持つ	因達羅大将 日 棍・鉞	4-1?
ししいちろうげんしん 師子威猛善神	肉色、師子の宝冠を載せる(右)	着甲・獅子冠 長刀をもつ 師威猛善神	毘羯羅大将 子 鉞・三鈷	4-2?
へいしらまめげんしん 吠室羅摩拏善神	青黒色 瞋王の相を現す 多聞天(右)	着甲・宝冠 宝棒を持つ	真達羅大将 寅 羅索・棒	4-3?
りいつさいらいげんしん 離一切怖畏善神	形体は帝釈天の如し(右)	着甲して弓矢を持つ	波夷羅大将 辰 弓矢・錘	4-4?
ぞうえきげんしん 増益善神	赤肉色 四臂、容は怒鬼なり(左)	蓬髪・宝冠 着甲して刀を持つ	頗你羅大将 未 矢・叉	4-5?
のうくしょうげんしん 能救諸有善神	白緑色、顔貌は玉相なり(右)	— (毘盧博忍善神: 着甲して戟を持つ)	安底羅大将 申 宝珠・錘	4-6?
ぼつじょざいくげんしん 拔除罪垢善神	裸形に赤緑色袈裟を被す(左)	鬼神形・巻髪 幟幡を持つ	珊底羅大将 午 螺貝・劍	4-7?
かんげんしん 歡喜善神	緑色 面体、忿怒なり(左)	焰髪 着甲して劍を持つ	伐折羅大将 戌 劍	4-8?
じょうつさいしょうなんげんしん 除一切障難善神	黄色 瞋怒の相を作す(左)	蓬髪・宝冠 着甲して斧を持つ	摩虎羅大将 卯 斧	4-9?
しょうらくしよまげんしん 摂伏諸魔善神	髪毛、聳え立つ 黒肉色(右)	着甲して劍を持つ	宮毘羅大将 亥 太刀・杵	4-10?
さいふくどくがげんしん 摧伏毒害善神	鬚、聳え立つなり 赤肉色(左)	着甲して太刀を持つ 降伏毒害善神	招杜羅大将 丑 錘	4-11?
ゆうちゆうしんじぜんしん 勇猛心地善神	甲冑を被す 緑色(右)	焰髪・宝冠 着甲して独鈷を持つ	迷企羅大将 酉 独鈷・棒	4-12?
げんじょうさんぞう 玄奘三蔵	—	大般若経卷六百五十七部経巻翻譯玉	—	5-1
しんじやだいしやう 深沙大将	—	三蔵七生間六度取後教化因大般若守護	—	5-2

表1 絹本著色釈迦三尊十六善神図 尊像一覧表





图4 1: 釈迦如来



图5 2-1: 文殊菩薩



图6 2-2: 普賢菩薩



图7 3-1: 広目天



图8 3-2: 増長天



图10 4-1: 善神1



图9 3-3: 多聞天



图8 3-4: 持国天



图11 4-2: 善神2



图12 4-3: 善神3





图 13 4-4: 善神 4



图 14 4-5: 善神 5



图 15 4-6: 善神 6



图 16 4-7: 善神 7



图 17 4-8: 善神 8



图 18 4-9: 善神 9



图 19 4-10: 善神 10

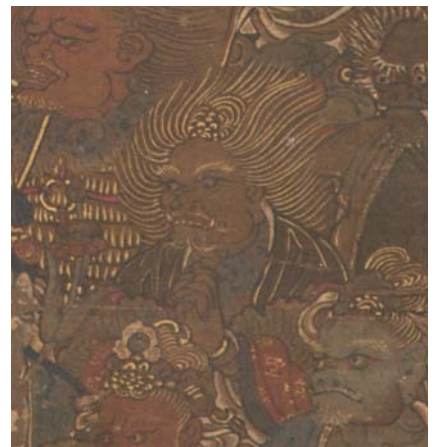


图 20 4-11: 善神 11



图 21 4-12: 善神 12



图 22 5-1: 玄奘三藏



图 23 5-2: 深沙大将

# 加賀藩校扁額

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 種別   | 有形文化財 美術工芸品 歴史資料   |
| 2 | 名称   | 加賀藩校扁額   |
| 3 | 員数   | 2面   |
| 4 | 所在地  | 金沢市角間町 金沢大学資料館   |
| 5 | 所有者  | 国立大学法人金沢大学 金沢大学資料館   |
| 6 | 法量   | 明倫堂扁額：（全体）280×130（cm）<br>（額面）242×91（cm）<br>経武館扁額：（全体）270×120（cm）<br>（額面）235×85（cm） |
| 7 | 重量   | 明倫堂扁額： 約 107.6（kg）<br>経武館扁額： 約 100.0（kg）   |
| 8 | 制作年代 | 寛政4年（1792）   |
| 9 | 指定理由 |  |

加賀藩の藩校は、寛政4年（1792）に11代藩主前田<sup>はるなが</sup>治脩によって創設された。

藩校とは、藩士の子弟を教育する機関のことで、武士の教養として「文武両道」が重んじられたため、加賀藩でも文学校と武学校の二つが設けられた。これらの名称は、武士の教養の中心であった儒学の古典から引用され、文学校は「<sup>めいりんどう</sup>明倫堂」、武学校は「<sup>けいぶかん</sup>経武館」と名付けられた（注1）。

明倫堂では、和学・漢学・漢医学・算術・筆道・習礼・歴史・天文・暦学・詩文・法律・本草学といった多彩な科目を正課として学ぶことができた。その中でも、松平定信の「寛政異学の禁」<sup>（注2）</sup>を受けて朱子学<sup>しゅしがく</sup>を中心的な科目としており、この方向性は明治3年（1870）に廃校となるまで継続した。廃校後の明倫堂校舎は中学西校として利用され、翌年には洋学中心の中学東校と合併して金沢中学校となり、のちに石川県師範学校の一部となっている。

経武館では、馬術・槍術・剣術・柔術・<sup>ほら</sup>軍螺・組打の学科があり、藩臣から武術に長けた者が師範人となって講習を行った。安政元年（1854）に欧米列強の日本渡来による海防の必要性から、洋学校としての<sup>そうゆうかん</sup>壮猶館が創設されたため、旧来の武術を教えていた経武館は明治元年（1868）に壮猶館に併合されてその歴史に幕を閉じる。

両扁額は、『稿本金沢市史』学事編第一に「学校は文武各々異なり、其文学所を明倫堂と名づけ、其武学所を経武館と称へ、皆其名を書せる

扁額を掛けたりき」<sup>(注3)</sup>とあるように、明倫堂と経武館に掲げられていたものである。両学校合わせて建坪716坪（約2,367㎡）<sup>(注4)</sup>という広さにふさわしく、両扁額の大きさも巨大なものであった。先に完成したのは明倫堂の扁額であり、揮毫は京都から招かれた儒学者で、初代学頭の新井白蛾<sup>はくが</sup>による。経武館の扁額は、明倫堂のものと比して一回り小さく<sup>(注5)</sup>、前田土佐守直方<sup>とさのかみなおただ</sup>によって揮毫された<sup>(注6)</sup>。また、額の細工については、両方とも加賀藩細工所の木彫師である沢阜忠平<sup>さわおかちゆうべい</sup>の手による<sup>(注7)</sup>。明治以降、この扁額は石川県師範学校の講堂や武道場などに掛けられていたが、戦後には金沢大学教育学部の所蔵として金沢城石川門に保管されたのち、現在は金沢大学資料館に収蔵されている。

両扁額とも構造はほぼ同一で、全体に黒漆を施す。額面はケヤキの一枚板で作られており、文字の輪郭を片刀彫<sup>かたきりぼり</sup>\*<sup>1</sup>にし、文字面全体を浮き彫りにして金箔を押す。額面の四方には枠を取り付け、中央は溝を彫って着色する。この顔料には緑青が用いられたと考えられる。額縁は花先形<sup>はなさきがた</sup>の刳形<sup>くりかた</sup>を箱組に取り付け、小口に金箔を押し、四隅と長辺中央の計6か所に花先形金具を鋏止めする。額面の裏面は横2本・縦5本の梁で補強し、縦梁の中央3本の上方に2か所、下方に3か所の吊金具を付ける。現状では表裏面ともに銘は認められない。経年劣化により額面には大きな亀裂が入るほか、長年の直立展示により底面にはゆがみが生じている。現在は平置きによる展示方法が採用されているが、今後も適切な管理が必要である。

加賀藩校扁額は、制作過程及び来歴も明らかで、学都金沢の原型となった藩校の歴史を現代に受け継ぐ貴重な資料である。また、現存する全国諸藩の藩校扁額<sup>(注8)</sup>の中でも最大級のもので、希少価値が高く、金沢市指定文化財として十分な価値を有するものである。

## ■注記

(注1) 「明倫」の二字は『孟子』の勝文公編にある「設為痒序学校以教之（中略）皆所以明人倫也、人倫明於上小民親於下也」から採っている。また、「経武」の二字は『春秋左氏伝』の宣公12年の「子姑整軍而経武乎」に出典がある。

[江守一郎「明倫堂、経武館の扁額」（金沢大学資料館、2001年）]

(注2) 寛政2年（1790年）に幕府老中の松平定信が行った「寛政の改革」中の学問統制。農業と上下の秩序を重視した朱子学以外の儒学の各派を禁止し、儒家である林家の湯島聖堂を官学として、さらに朱子学をもって官吏登用試験を行うことを定めた。諸藩の藩学はこれを機に朱子学に切り替えるところも多く、加賀藩もそれに倣った。

- (注3) 金沢市役所『稿本 金沢市史 学事編第一』43、44頁 (名著出版、1973年)
- (注4) 寛政4年に現在の兼六園の梅林付近に設立した時の面積。文政5年(1822)に仙石町(現在のいしかわ四高記念館付近)に移転した後は約816坪(約2,698㎡)に広がった。(『稿本 金沢市史 学事編第一』42、43頁)
- (注5) 石川県立図書館蔵『旧藩学校沿革調』には、経武館の額は明倫堂より2寸小さく作ることにしたとある。
- (注6) このとき、直方は楷書と行書の下書きをそれぞれ2枚ずつ提出したが、そのうち行書の方をそのまま版下にする事となった。(前田土佐守家資料館蔵『前田土佐守家家譜并諸事留』寛政4年6月23日)
- (注7) 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵『学校方覚書』寛政4年6月24日
- (注8) 市指定文化財になっている藩校扁額には、盛岡藩の「藩校作人館扁額」(有形文化財 歴史資料)や、篠山藩の「篠山藩校『振徳堂』に係わる學規、扁額及び石敢當」(有形文化財 歴史資料)、忍藩の「藩学進脩館横額」(有形文化財 書跡)などがある。

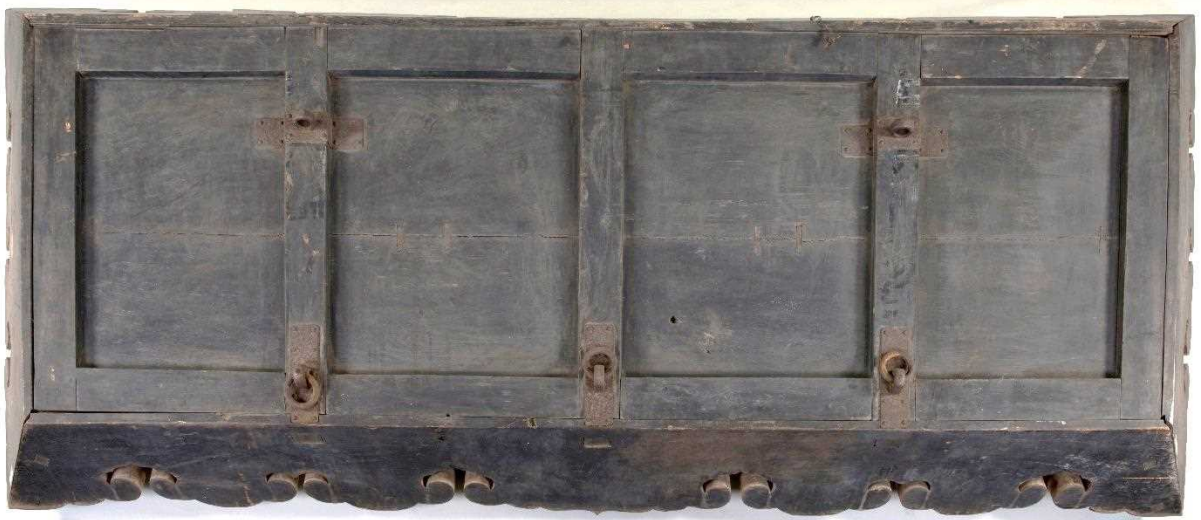
#### ■用語の説明

- ※1 片刀彫：文様の輪郭線を彫る際に切口の片側を斜めに彫っていき、筆意をそのまま彫り込む技法。





明倫堂 扁額（表面）



明倫堂 扁額（裏面）





經武館 扁額（表面）



經武館 扁額（裏面）

# 金沢城惣構跡

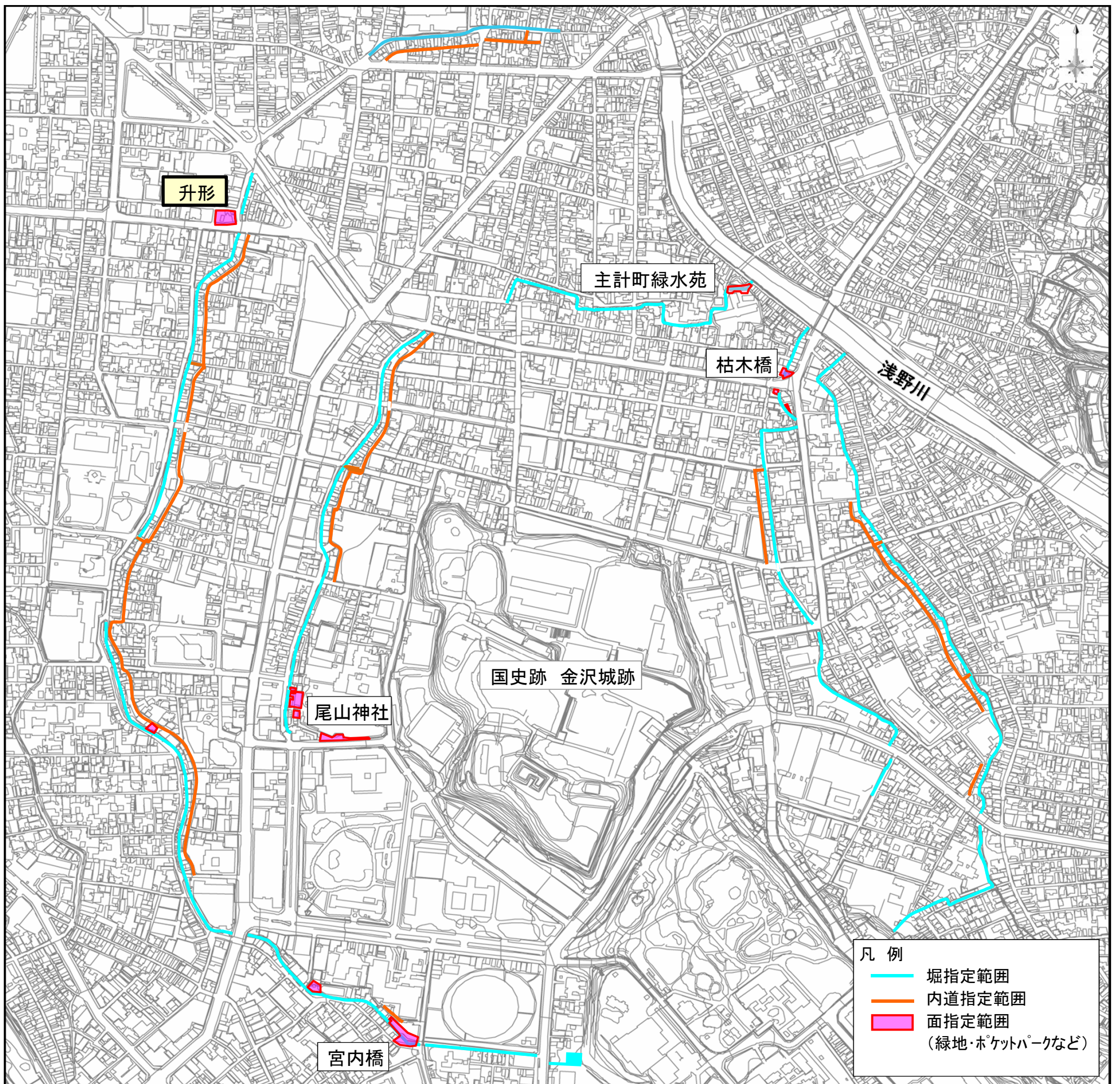
- 1 種 別 記念物 史跡
- 2 名 称 金沢城惣構跡
- 3 所 在 地 金沢市広坂1丁目128番 ほか
- 4 所 有 者 石川県、金沢市
- 5 年 代 安土桃山時代～江戸時代前期（造営）
- 6 面 積 追加指定前：33,652 m<sup>2</sup>  
虎口 1,740 m<sup>2</sup>（9ヶ所）、堀 19,388 m<sup>2</sup>、  
土居 2,413 m<sup>2</sup>、内道 10,111 m<sup>2</sup>  
追加指定後：33,901 m<sup>2</sup>  
（追加指定面積：虎口 249 m<sup>2</sup>）  
虎口 1,989 m<sup>2</sup>（9ヶ所）、堀 19,388 m<sup>2</sup>、  
土居 2,413 m<sup>2</sup>、内道 10,111 m<sup>2</sup>
- 7 指定年月日 平成20年12月26日
- 8 追加指定理由

金沢市指定文化財である史跡「かなざわじょうそうがまえあと金沢城惣構跡」は、城を中心に城下町外縁を二重に囲った防御施設である。惣構とは、出入口である虎口こぐち、城下への進入を妨げる堀と土居等からなる遺構である。

本町1丁目地内では、出入口の前面に方形の空間を設けたます升形虎口の一部が発掘調査で確認されたことから、遺構の保護を目的として用地取得が進められた。今回は文化財指定後に取得した未指定地を対象として、市史跡への追加指定を行うものである。

今後は文化財の活用の観点から、遺構の保護を前提に、升形虎口の形状や時代変遷を明示することを目的として、地上部の推定復元ならびに解説板設置等の整備を行う。





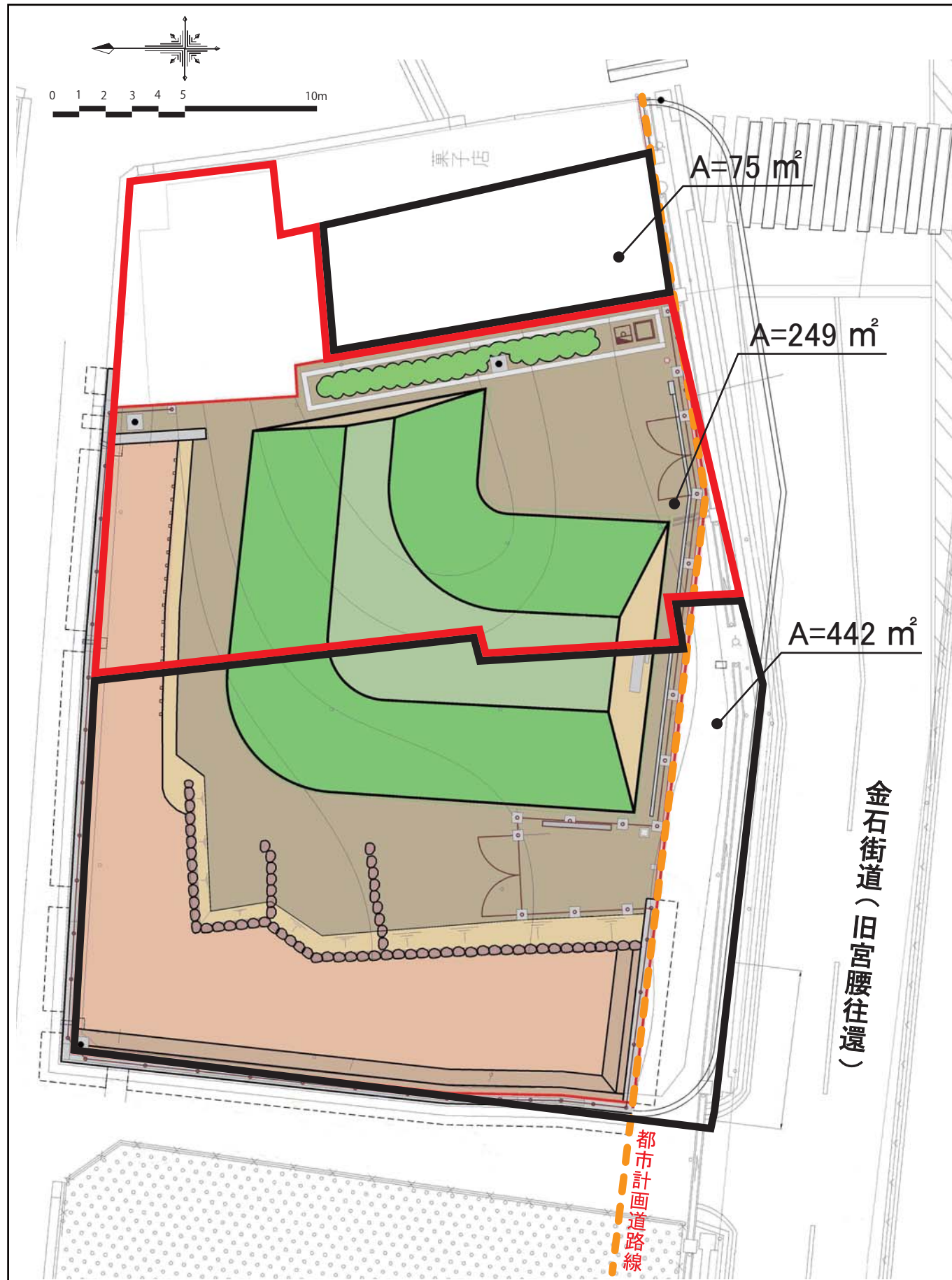
市史跡「金沢城惣構跡」指定範囲図



升形の調査時の写真



# 金沢城惣構跡（升形虎口） 文化財追加指定



- 既指定地 (A=517 m<sup>2</sup>)
- 追加指定地 (A=249 m<sup>2</sup>)

[ 復元整備計画平面図 ]



[ 鳥瞰図 ]